

○国立大学法人埼玉大学における特別の課程に関する規則

〔令和 5 年 3 月 16 日〕
規則 第 66 号

改正 令和 7 . 3.27 6 規則 48

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則（以下「学則」という。）第 61 条の 2 及び国立大学法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 38 条の 3 の規定に基づき、埼玉大学（埼玉大学大学院を含む。以下「本学」という。）における特別の課程に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 履修証明プログラム 本学が特別の課程として編成及び開設し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付するプログラムをいう。
- (2) 部局 各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。
- (3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(履修証明プログラムの編成)

第 3 条 履修証明プログラムは、社会人等本学の学生以外の者が、体系的な知識、技術等の習得を目指す課程として、本学が開設する講習若しくは授業科目（学則第 37 条第 3 項又は大学院学則第 22 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）又はこれらの一部により編成するものとする。

- 2 履修証明プログラムの総時間数は、60 時間以上とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラム全体に対する単位を与える場合、当該履修証明プログラムの総単位数は、6 単位以上とする。
- 4 履修証明プログラムにおける講習又は授業は、学則第 38 条又は大学院学則第 23 条に規定する方法により行うものとする。

(履修証明プログラムの開設)

第 4 条 部局は、前条の履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 複数の部局が共同又は連携し、履修証明プログラムを開設する場合は、当該部局のいずれかの部局長を代表部局長とする。

(担当教員)

第 5 条 履修証明プログラムを担当する者は、本学の専任教員とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、履修証明プログラムを開設し実施する部局の部局

長又は代表部局長（以下「実施部局長」という。）が必要と認める場合は、その一部を本学の職員又は学外の者に行わせることができる。

（開設の届出及び公表）

第 6 条 実施部局長は、履修証明プログラムの開設に当たり、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無、実施体制その他必要な事項を履修証明プログラム開設届出書（別紙様式第 1）により、あらかじめ学長に届け出なければならない。

2 実施部局長は、前項に規定する事項を公表し、履修者を募集するものとする。

3 第 1 項の規定により届け出た履修証明プログラムの内容等に変更が生じる場合においては、前 2 項の規定を準用する。

（廃止）

第 7 条 実施部局長は、履修証明プログラムを編成する理由がなくなつたと認められるとき又は編成することができなくなつたときは、当該履修証明プログラムを廃止することができる。

2 実施部局長は、履修証明プログラムを廃止しようとするときは、廃止の理由、時期その他必要な事項を記載した届出書により、廃止する日の 1 年前までに学長に届け出なければならない。

（履修資格）

第 8 条 履修証明プログラムの履修資格は、学則第 33 条各号又は大学院学則第 13 条各号若しくは第 14 条各号に規定する入学資格のいずれかに該当する者のうちから実施部局長が定めるものとする。

（履修の願い出及び許可）

第 9 条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、別に定める願書に必要書類を添えて所定の期日までに実施部局長に願い出なければならない。

2 実施部局長は、前項の規定により願い出があつた者（以下「履修希望者」という。）の履修の可否を教授会等の議を経て決定し、その結果を履修希望者に通知するものとする。

3 履修希望者が履修証明プログラムに含まれる授業科目の単位修得の認定を希望する場合は、国立大学法人埼玉大学科目等履修生規則で定める科目等履修生の履修許可を受けるものとする。

（受講料等）

第 10 条 前条第 2 項の規定により履修を許可された者は、履修証明プログラムごとに別に定める受講料を指定の期日までに納付しなければならない。

2 前条第 3 項の規定により科目等履修生として履修許可を受けた場合の受講

料は、国立大学法人埼玉大学授業料その他の費用に関する規則別表第 1 に掲げる授業料、入学料及び検定料とする。

3 既納の受講料は、返還しない。

(修了認定、履修証明書及びデジタル学修歴証明)

第 1 1 条 実施部局長は、教授会等の議を経て、修了要件を満たした者に対し、修了を認定する。

2 実施部局長は、前項の規定により修了を認定した者に対し、履修証明書の交付及びデジタル学修歴証明の発行又はそのいずれかを行うものとする。

3 履修証明書の様式は、別紙様式第 2 のとおりとする。

4 デジタル学修歴証明については、別に定める。

(単位の授与)

第 1 2 条 各学部長、各大学院研究科長及び教育機構長は、履修証明プログラムにおいて、学則第 39 条第 2 項又は大学院学則第 30 条第 2 項の規定に準じて単位を与えることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条第 3 項の規定により科目等履修生として履修許可を受けた者に対しては、履修証明プログラム全体に対する単位は授与しない。

(履修者に関する記録の作成及び管理)

第 1 3 条 実施部局長は、履修証明プログラムの履修者の学籍その他の教務に関する記録を作成し、管理しなければならない。

(実施体制の整備)

第 1 4 条 実施部局長は、履修証明プログラムの編成及び実施並びにその評価及び改善、履修証明書の交付等を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(事務)

第 1 5 条 履修証明プログラムに関する事務は、学務部全学教育課及び履修証明プログラムを実施する部局の事務をつかさどる事務組織において処理する。

(雑則)

第 1 6 条 この規則に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7. 3. 27 6 規則 48)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

（届出者）部局・職名

氏名

履修証明プログラム開設届出書

下記のとおり履修証明プログラムを開設しますので、国立大学法人埼玉大学における特別の課程に関する規則第 6 条第 1 項の規定に基づき届け出します。

記

実 施 部 局 名			
実 施 責 任 者 （ 所 属 ）			
履修証明プログラムの名称			
履修証明プログラムの目的 及び内容 1) 目的 2) 内容（編成方針等） 3) 修了後に身に付く能力 4) 履修証明を行う社会的 な意義			
履 修 資 格			
定 員			
総 時 間 数 又 は 単 位 授 与 の 有 無 ・ 単 位 数			
修 了 要 件			
実 施 体 制			
実 施 時 期			
受 講 料			
開 設 科 目 等			
講 習 又 は 授 業 科 目 名	講 習 、 授 業 形 態	時 間 数 単 位 数	担 当 講 師 （ 所 属 ）

※講習及び授業科目については、その講習内容又は授業科目内容を添付すること。

第 号

履 修 証 明 書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第 105 条の規定に基づき、本学所定の〇〇プログラム（計〇
〇時間）を修めたことをここに証する。

※注 単位を与える場合は総単位数

プログラムの概要

令和 年 月 日

埼玉大学〇〇〇〇長 氏 名 印

※注 証明者は実施部局の長